



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

産業競争力会議 第35回実行実現点検会合

資料9

平成28年3月23日

地域医療連携推進法人の設立に向けた地域での動き

平成28年 3 月23日

厚生労働省

改正医療法(地域医療連携推進法人等)の周知状況について

これまでに実施した説明会等

実施数:計65回
延べ人数:約4000人

- **ブロック別説明会**
(医療法人関係者、自治体担当者等を対象)
開催数:12回 延べ人数:約900人
- **県別説明会(委託事業)**
(医療法人関係者等を対象)
開催数:16回 延べ人数:約900人
- **医療団体等主催説明会等**
開催数:37回 延べ人数:約2100人

今後の予定

- 28年4月
全国会議 (各都道府県医療法人担当者を対象)
- 28年5~8月 各地で説明会を予定

平成27年度厚生労働省委託事業

札幌 3/19 秋田 3/18 高松 2/26 千葉 2/27 横浜 3/11 静岡 2/21
岐阜 2/21 新潟 2/26 金沢 3/10 京都 2/13 神戸 3/5 岡山 2/11
松江 3/4 高松 2/11 鹿児島 2/6 熊本 2/6 全国16都市で開催

定員100名
参加無料

平成27年医療法改正を2時間で正しく理解!

医療法人制度改革に関するセミナー

セミナー内容
平成27年に成立した改正医療法において、地域医療連携推進法人制度の創設や医療法人制度の見直しに関する規定が盛り込まれ、その一部は平成28年に施行が予定されています。
今後、医療機関ごとの役割分担や連携を進めるためには、今回の法改正、制度改革について正しく理解して、医療法人の運営に活用することが重要です。
本セミナーでは、厚生労働省が作成した資料に基づき医療法や医療法人制度に精通した実務専門家が改正医療法の内容について、詳しく解説します。

日程	各会場の詳しい日程は裏面をご確認ください。	内容	平成27年に成立した改正医療法
対象者	医療法人関係者 (1法人当たり3名まで)		1.地域医療連携推進法人制度の創設
参加費	無料		2.医療法人制度の見直し
定員	各回100名(先着順)		(1)医療法人の経営の透明性の確保及び ガバナンスの強化に関する事項
時間	各回2時間		(2)医療法人の分割等に関する事項
開催地	全国16都市		(3)社会医療法人の認定等に関する事項

札幌市・秋田市・新潟市・高松市・横浜市・千葉市・静岡市・岐阜市・
金沢市・京都市・神戸市・岡山市・松江市・高松市・熊本市・鹿児島市

厚生労働省委託事業 受託運営会社 株式会社メディアアランス

地域医療連携推進法人制度の活用による医療機関等の連携が検討されている事例

参加予定：大学病院、市立病院、独立行政法人立病院等

内容：総合病院同士のグループ化によって、機能分担、業務連携を検討。

参加予定：中規模の医療法人等

内容：地域の中堅病院の間で、診療科目の分担、職員の相互交流等の連携を検討。

参加予定：医療法人、社会福祉法人等

内容：総合病院、診療所、介護施設等の中心に、総合的なコールセンターを設置し、連携促進を検討。

参加予定：がん治療を専門とする医療法人

内容：薬剤の共同購入や高額医療機器を使った治療の連携等を検討。

参加予定：自治体病院と医療法人

内容：自治体病院の改築にあわせ、地域の病院再編のため、制度の利用を検討。

参加予定：中規模の医療法人等

内容：患者の電子カルテの統一を中心として連携を検討。

参加予定：中規模の医療法人等

内容：入院中の患者等への給食サービスの共同化を中心として連携を検討。

施行に向けた政省令の準備

○ 今後、円滑な制度開始に向け、必要な政省令を整備していく。

○ スケジュール

・ 平成27年4月3日 ……改正医療法案 閣議決定

・ 平成27年夏 ……国会審議

・ 平成27年9月28日 ……改正医療法 公布

・ 平成28年3月に関係政省令公布、9月施行

※公布の日から1年を超えない範囲内において施行:28年9月27日まで

……改正医療法 第1段階施行(医療法人制度の見直し関係)

・ 平成28年10月～12月に関係政省令公布、29年4月施行

※公布の日から2年を超えない範囲内において施行:29年9月27日まで

……改正医療法 第2段階施行

(地域医療連携推進法人制度の創設等関係)

※外部監査等については、28年4月に関係省令公布、29年4月以降に始まる会計年度において適用

医療法の一部を改正する法律の概要

趣旨

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずること。

1. 地域医療連携推進法人制度の創設

(1) 都道府県知事の認定

- 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができる。

※医療連携推進方針の記載事項については、一部省令事項

＜参加法人(社員)＞ ※地域医療連携推進法人の社員となれる者の範囲については、省令事項。

- ・ 病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人。
 - * 介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人を加えることができる。

＜主な認定基準＞

- ・ 地域医療構想区域を考慮して病院等の業務の連携を推進する区域を定めていること。
- ・ 地域の関係者等を構成員とする評議会が、意見を述べるものであるものと定めていること。
- ・ 参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を少なくとも求めるものと定めていること。
 - * 都道府県知事の認定は、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、都道府県医療審議会の意見を聴いて行う。

(2) 実施する業務

- 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携の推進(介護事業等も含めた連携を加えることができる。)
- 医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の医療連携推進業務。
- 一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする。

※医療連携推進業務を行う事業者に対する出資要件については、省令事項

(3) その他

- 代表理事は都道府県知事の認可を要することとともに、剰余金の配当禁止、都道府県知事による監督等の規定について医療法人に対する規制を準用。
- 都道府県知事は、病院等の機能の分担・業務の連携に必要と認めるときは、地域医療構想の推進に必要である病院間の病床の融通を許可することができる。

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設する。これにより競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保。

